

花 菖 蒲 ノ 會 會 報

令和六年

五月二十三・二十四日

神社本庁定例評議員会

議長は始めから役割を放棄

「統理挨拶」をめぐる

総務部長他が良識疑ふ発言

はじめに

去る五月二十三日、二十四日の両日、神社本庁定例評議員会が開催されました。既に神社新報や「月刊若木」で議事の概略はご承知と存じますが、北山議長はこれまで同様、現執行部を批判の矢面から守り、総長選任に関する決議に至ることのないやう、田中「尚在任」総長を支持する評議員との息のあつた議事運営を臆面もなく進めました。更に議事の中では、次期式年遷宮に向けて、公明正大な議論を期待した統理挨拶に対し、非礼極まりない質疑が、一部の評議員と荒井総務部長のもとで交されました。聞くに堪えないそれ

らの発言によつて、百合丘職舎の不正売却を始めとする数々の疑惑を無かつたことにし、そのために神社本庁憲章の効力を否定しなければ存続できない現体制の恥づべき状況が、より明らかとなつた評議員会でありました。その概要を報告します。

評議員会統理挨拶(開会)

評議員会では冒頭、鷹司統理が以下の挨拶をされた。

(統理挨拶)

神社本庁定例評議員会が二日に亘り開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年一月、能登半島地震により犠牲となられた皆様に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞ひ申し上げ、一日も早い復興を祈念申し上げます。

さて、本年四月八日、天皇陛下には、第六十三回神宮式年遷



令和6年
8月1日
第22号

宮の齋行について御聴許遊ばされ、いよいよその御準備がはじまることとなりました。神宮を本宗と仰ぐ神社本庁は、「皇家第一の重事、神宮無双の大嘗」として国家を挙げて継承されてきました神宮式年遷宮の完遂に向けて、国民の真心を結集してゆく大切な役目を担つてゆかなければなりません。

しかしながら現在、神社本庁の内部では宗教法人「神社本庁」の代表役員を担ふ総長の地位を巡つて、二件の裁判が係争中です。司法判断が確定せず、副総長も不在のまま、田中前総長が総長の地位に「なほ在任」してゐるといふ状況が、二年間にわたり続いて参りました。私は、神社本庁の最高議決機関である評議員会において、議長団による公平、公正な議事運営のもと

に、総長の地位を巡る重要問題について、神社本庁として如何なる判断が最良であるのか、様々な見地から忌憚のない議論が交はされ、式年遷宮の奉賛はもとより、様々な重要課題について、斯界一丸となつて取り組む態勢が一日も早く構築されることを心から願ふものであります。

現在、最高裁及び札幌高裁において係争中の案件があることは重々、承知をしてをりますが、本来、神祇を崇め、祭祀を重んずるわが民族の伝統を受け継ぐ神社本庁が、自らの責任に於て徹底的に議論して解決すべき問題を、司法機関に丸投げしてしまふことは、いかなる司法判断が下されようとも、神社本庁の信用を益々失墜させるばかりでなく、将来に大きな禍根を残すことは明らかであると考へるからです。評議員会において推挙された統理の立場として、神社本庁はどうあるべきかといふ重

要問題について、司法に最終的な判断を委ねてしまふことは、責任放棄ではないかと考へてゐます。

私は令和四年十月の評議員会における開会挨拶において、次期総長に芦原理事を指名することを重ねて申し上げました。統理としての私の判断は、司法判断の制約をうけない宗教団体の代表者としてのものであると認識してをり、私が統理の任にある限り変はることはありません。

評議員各位におかれては、社本庁の議決機関である評議員会の役割の重要性を改めてご認識戴き、今日、明日の二日間にわたり議論を尽くしていただくことを切に願ひ申し上げます。開会の挨拶と致します。

令和六年五月二十三日

社本庁統理 鷹司尚武

「統理挨拶」と「総長問題」

そして議事が始まったが、総長選任を巡る問題については、凡そ次のやうな展開となつた。

【一日目】

令和六年度の予算案審議において、議事運営についての要望が示される。藤山知之進評議員（岡山）は、議場の議事システムの故障や総長が正式に決まつてゐない状況を踏まへて、統理挨拶をうけての公正な審議を求め、続いて阿部憲之介評議員（福岡）は、表決に際しては、賛否が明確になる方法を用ゐるやう求めた。

また、春名明評議員（岡山）は、法務関係費千三百万円の執行について、総長選任をめぐる裁判との関係から、問題点を指摘。太田浩司評議員（岡山）からは、総長が二年間も正式に決まらない状況において、予算は承認し難いとの発言があつた。

その上で予算の在り方をめぐり、神保侑史評議員（群馬）は遷宮募財に向けて、神宮神徳宣揚費交付金を減額してでも、本庁としての覚悟を示す必要があること、また佐野和史評議員（神奈川）は、式年遷宮を迎へるためにも教学研究大会などにおいて、課題点を徹底的に議論する必要があることを指摘した。

【二日目】

第六十三回神宮式年遷宮に向けての奉賛活動に関する追加議案の審議において、牧野武彦評議員（愛知）が提案者の説明に続いて、現在の社本庁の状況では、御樋代木奉迎送が実施できるのか心配であり、統理様の挨拶をしっかりと受け止めて、神社界が一丸となることが重要であり、正常化に向けた努力をお願いしたいと発言。続いて春名評議員が議事進行について提案しようとしたところ、議長は議案の質疑とは無関係として、執拗に発言を封じたまま採決。

「統理挨拶」はすり替えられた？

続いて常任委員補欠選挙を挟んだ最後の議題である自由討論において、橋本國房評議員（大分）が、「次期式年遷宮に向けて統理のもと、神社界が一つになるためにも、統理の総長指名を尊重することを決議いただきました」との緊急動議を提案。

これに対し、賛成意見、反対意見が表明された後、伊藤俊郁

評議員（宮崎）が統理挨拶について、挨拶の中にあつた「宗教団体の代表者としての統理の判断は、司法判断の制約を受けない。」といふ趣旨の表現は、法治国家の団体である社本庁の公式見解であるのか質問。これに対し荒井総務部長が、社本庁庁規四十条三項にある「統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行はれるものとし、その責任は、役員会が負ふ。」といふ条項を引用し、評議員会の統理挨拶も「統理の全ての行為」に含まれるとした上で、統理挨拶は総務課で立案し、役員決裁を経て巻紙の形式にするが、昨日の統理挨拶は正式な手続を経たものではなく、規則の上では社本庁統理の挨拶ではないことになる、と答弁。続いて、「司法判断の制約」云々については、本庁の公式見解とは相容れないものである」と言ひ切り、この答弁を受けて伊藤評議員は、「公式である統理の挨拶文がすり替えられた」と発言した。

その後、牧野評議員より動議に賛成の意見があり、緊急動議が成立したところで休憩に。

緊急動議は成立したが 議長は強引に議事終了

長い休憩を経て再開になると、永井承邦評議員（北海道）、北村嘉章評議員（石川）、本部雅裕評議員（宮崎）の各評議員が、最高裁で係争中の問題であることを理由に、動議に反対する意見を表明したが、この動議は最高裁の判決が出てから検討すべき（永井評議員）、反対勢力「花菖蒲ノ会」の結成は疑問であり、動議として扱ふことは恥づかしい行為（北村評議員）などの、意味不明の発言もなされた。

反対意見に対し山内健次評議員（滋賀）は、統理挨拶の真意は、評議員会において公明正大な議論を求められたことにあると発言。また、江口一二三評議員（長崎）は、現在の混乱の原因は芦原理事の裁判ではなく、百合丘職舎売却にあり、統理が執行部に不信感を持つのは当然であるとして、評議員は統理様を全力で支へなければならぬと発言した。

続いて葦津敬之評議員（福岡）

は、荒井総務部長の答弁は統理様に対し失礼であり、謝罪と議事録からの削除を求めた。その上で、統理の存在と最高議決機関である評議員会の設置は、神社が宗教法人であるが故の問題を回避するためであり、司法判断と多数決に解決を委ねると神社本庁が存在する根幹が崩れると指摘した。

これに対し村田守広評議員（宮城）は、統理挨拶を差し替

へたことは規則違反であり、重大な問題であると発言。続いて荒井総務部長が、質問とは無関係の『花菖蒲ノ会会報』二十一号に掲載された葦津評議員の報告を持ち出し、神社本庁の根幹である統理の総長指名の原則が、「令和元年の役員改選時から、統理の指名には役員会の議決が必要との、規則のどこにもない解釈を総務部長が突然持ち出したこと、今日の混乱状況が出来たこと」とあるが、事務局は必ず前例を見て進めてみると反論。ここで林秀彦評議員（京都）が、この動議を通すなら、永井評議員の意見を反対動議として提案する旨発言。続いて北山議長が、

議事の上では動議は成立しているが、賛否両論あり諮るべきではない。裁判係争中でもあるので、これに任せることとしたいと、議事を強引に打ち切り評議員会は終了となった。

田中氏は閉会挨拶で詭弁

閉会式における「総長挨拶」で田中氏は、神社本庁神殿で行はれる設立記念祭の祝詞は、「設立当初から変はつてゐないと思ふ」とした上で、その一節にある「昭和二十一年二月三日宗教法人神社本庁を設立（まけたて）しより」を引用し、宗教法人として神社本庁を設立したことの意味を強調した。因みに、神社新報編「神社本庁・式年遷宮編」に掲載されてある「神社本庁創設」の祝詞（二月三日）には、「今般時運の推移変遷（うつりかはり）し伴ひ制度の变革（あらたま）る余儀無きに立至り一応本来（もと）つ目的も先は完了（をへ）ぬるに依て爰に各々其の結合を解消し神社本庁と称ふ団体を経営み更めて新なる使命を遂行（すす）む機運と為り」とある。母体となつた三団体は解散

するが、神社本庁といふ団体により新たな使命を遂行するといふ趣旨であり、「法人」の字句はどこにも無い。団体の法的性格より、使命遂行の意義を強調した内容の祝詞である。

開閉会の挨拶を除き、議事では一言も発言しなかつた田中氏は、これまで設立記念祭の齋主を代表役員の立場で奉仕してきたのであらうか。

鷹司統理挨拶（閉会・要旨）

そして最後に、鷹司統理が閉会の挨拶を述べられた。

「私の開会の挨拶について、途中で挨拶文がすり替へられたといふ意見があつたが、私の手元から出てある文章であり、そんなことは有り得ない。誰がそんな盗人のやうなことをするのか、端々にさういふ点が見られたことが残念であつた。」と述べ、「裁判所が判断を出しても、全部カバーしきれない部分がある。その残された部分がどうあるべきなのか、皆様の意見を聞きながら進んでゆければと思ふ。」と結ばれた。

岡山県選出の評議員が北山議長と荒井総務部長に抗議

統理挨拶を巡つての執行部の統理に対する極めて非礼な対応と、北山議長の議長としての責務を完全放棄した議事運営に、多くの評議員が憤りを持つて帰路についた評議員会であったが、その後、岡山県選出の藤山知之進、太田浩司、春名明の評議員三名は、七月一日に連名で、本社本庁の北山秀彦評議員会議長及び荒井実総務部長に対し、次の内容の質問書を送付した。

○北山議長宛質問書

令和六年五月本社本庁定例評議員会議事進行に関する抗議

本年五月の評議員会議事進行について議長の見解を求めたく存じます。

評議員会二日目、大分県の橋本評議員から「統理様の総長指名を尊重すること」という動議が出され、それについて二名の賛成者があったことから会議規則に則り議長は「動議は成立し議題とする」と宣言されました。しかし、休憩を挟んで再開され

た中で議長は、賛否両論分かれているが裁判係争中という理由でこの議題を採決すること無く議長権限を行使して終了させてしまいました。議長に大きな権限があることは理解しています。が、かかる行為は議長の職権濫用であります。

動議に反対の各氏は「宗教法人」であるから、と何かにつけ説明しますが、この統理の指名権は宗教団体の自治に関する行為、つまり「本社本庁役員その他の機関に関する規程」に基づく行為であり、裁判所などによる拘束は受けられないものと考えております。

①議題として上程されたのに採決を行わなかった理由を伺いたい。また、今後もこのような議事運営を議長権限で行うのか伺いたい。

②この件に限らず北山議長の議事進行は多く恣意的進行が認められる。今後もこのような恣意的議事運営を議長権限で行うのか伺いたい。

○荒井総務部長宛質問書

令和六年五月本社本庁定例評議員会における挨拶に関する質問

統理様の開会挨拶について総務部長はあらかじめ用意されたものではなく「内容がすり替えられた」とか「公式見解ではない」などと統理様に対して大変失礼な発言があった。挨拶文は総務課で起案、役員が決裁を得たものを改めて用紙に印刷したものを渡して読んで頂いている、と説明があった。ということとは統理様の開会挨拶・閉会挨拶、また総長の開会挨拶・閉会挨拶も同様であると考える。しかし前回も今回も田中尚在任総長の閉会挨拶はひどいものであった。評議員会という公の場で特定の評議員を名指しで誹謗するなど本社本庁の執行部における方の挨拶とは到底思えない。更に、議事では発言することなく、全ての議事が終わつたあとに自身の正当性を長時間述べるとは卑怯である。

かかる内容の挨拶においても総務課があらかじめ作成し、役員が決裁を得た「公式挨拶」である、と理解してよろしいか伺いたい。

尚、荒井総務部長名による回答が二十九日に届いたが、その解説については号を改めたい。

おはりに

平成二十八年に百合丘職舎売却に関する疑惑が露呈してより、本社本庁では疑惑の隠蔽とごまかしが続いてきました。その間に本社本庁は、稲、瀬尾両参事に懲戒処分を下しましたが、その無効確認訴訟の過程で、平成十二年の国民精神研修財団（現在の「日本文化興隆財団」）の移転時から、百合丘職舎を買ひ取った株式会社インテリナショナルが介在し、当時の執行部が同社に対し、秘密裏に便宜を図つてゐたこと、同社が移転先のビルを購入する際、反社勢力の関係者から融資を受けていたことなど、一連の疑惑の根深さが明らかとなりました。

こんな執行部が、次期御遷宮の奉賛活動等、本社本庁の根幹となる使命を果たしてゆくことなど出来る筈はありません。

本社本庁憲章をはじめ諸規程を遵守し、庁務はもとより会議運営においても公平性が確保され、公正な議論の積み重ねにより物事が決せられるやう、今後も強く求めて参る所存です。